

適格投資家向け投資運用業の創設に伴う
株式等の振替に関する業務規程等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 株式等の振替に関する業務規程の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正新旧対照表・・・・・・・・	3

適格投資家向け投資運用業の創設に伴う
株式等の振替に関する業務規程の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程（平成20年8月15日通知） （下線部分変更）

新	旧
<p>（銘柄情報に係る発行者による通知）</p> <p>第275条 振替投資信託受益権の発行者（以下この章において「発行者」という。）は、新たに振替投資信託受益権について信託を設定する場合であって、当該振替投資信託受益権が投資信託契約締結当初に係るものであるときは、機構に対し、規則で定めるところにより、当該銘柄に関する情報として、次に掲げる事項（以下この章において「銘柄情報」という。）を通知しなければならない。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） 委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権にあつては、委託者の商号<u>（当該委託者が適格投資家向け投資運用業（金融商品取引法第29条の5第1項に規定する適格投資家向け投資運用業をいう。以下同じ。）を行うことにつき同法第29条の登録を受けた金融商品取引業者（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第11項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）であるときは、その旨を含む。）</u></p> <p>（5）～（11） （略）</p> <p>（12） 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合には、当該委託者がその運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称<u>（当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第29条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）</u>及び所在の場所</p>	<p>（銘柄情報に係る発行者による通知）</p> <p>第275条 振替投資信託受益権の発行者（以下この章において「発行者」という。）は、新たに振替投資信託受益権について信託を設定する場合であって、当該振替投資信託受益権が投資信託契約締結当初に係るものであるときは、機構に対し、規則で定めるところにより、当該銘柄に関する情報として、次に掲げる事項（以下この章において「銘柄情報」という。）を通知しなければならない。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） 委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権にあつては、委託者の商号</p> <p>（5）～（11） （略）</p> <p>（12） 委託者又は受託会社<u>が</u>運用の指図に係る権限を委託する場合には、当該委託者<u>又は受託会社</u>がその運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所</p>

<p><u>(13)</u> <u>受託会社が運用に係る権限を委託する場合においては、当該受託会社はその運用に係る権限を委託する者の商号又は名称(当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第29条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。)及び所在の場所</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(14)</u> <u>前2号の場合における委託に係る費用</u></p>	<p><u>(13)</u> <u>前号の場合における委託に係る費用</u></p>
<p><u>(15)</u> <u>委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合又は受託会社が運用に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容</u></p>	<p><u>(14)</u> <u>委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容</u></p>
<p><u>(16)</u> ・ <u>(17)</u> (略)</p>	<p><u>(15)</u> ・ <u>(16)</u> (略)</p>

2. 附則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

以 上

適格投資家向け投資運用業の創設に伴う
株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成20年8月15日通知） （下線部分変更）

新	旧
<p>（同意書）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項の同意書には、次の各号に掲げる同意を与える株式等の種類に応じて、当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、第1号イからハまでに掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（6） 投資信託受益権 イ・ロ（略） ハ 次に掲げる事項を記載した所定の書面 （イ）～（ハ）（略）</p> <p>（ニ） 委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権にあつては、委託者の商号又は名称（当該委託者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第29条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）</p> <p>（ホ）～（ル）（略）</p> <p>ニ～ハ（略）</p> <p>（7）（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（振替投資信託受益権の内容の公示方法等）</p> <p>第357条（略）</p> <p>2 規程第285条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p>	<p>（同意書）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項の同意書には、次の各号に掲げる同意を与える株式等の種類に応じて、当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、第1号イからハまでに掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（6） 投資信託受益権 イ・ロ（略） ハ 次に掲げる事項を記載した所定の書面 （イ）～（ハ）（略）</p> <p>（ニ） 委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権にあつては、委託者の商号又は名称</p> <p>（ホ）～（ル）（略）</p> <p>ニ～ハ（略）</p> <p>（7）（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（振替投資信託受益権の内容の公示方法等）</p> <p>第357条（略）</p> <p>2 規程第285条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p>

(4) 委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権にあつては、委託者の商号(当該委託者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第29条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。)

(5) ~ (11) (略)

(12) 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合には、当該委託者がその運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称(当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第29条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。)及び所在の場所

(13) 受託会社が運用に係る権限を委託する場合には、当該受託会社がその運用に係る権限を委託する者の商号又は名称(当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第29条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。)及び所在の場所

(14) 前2号の場合における委託に係る費用

(15) 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合又は受託会社が運用に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容

(16) ~ (18) (略)

別表 2

区分口座コード	口座種別	属性区分
(略)		

(注)

1 (略)

2 表中の区分口座のコードと口座種別及び属

(4) 委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権にあつては、委託者の商号

(5) ~ (11) (略)

(12) 委託者又は受託会社が運用の指図に係る権限を委託する場合には、当該委託者又は受託会社がその運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所

(新設)

(13) 前号の場合における委託に係る費用

(14) 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容

(15) ~ (17) (略)

別表 2

区分口座コード	口座種別	属性区分
(略)		

(注)

1 (略)

2 表中の区分口座のコードと口座種別及び属

性区分との対応は、原則的なものである。ただし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第5条の3第1項又は第3項後段の規定の適用を受ける振替新株予約権付社債を記載し、又は記録する顧客口（区分口座の区分口座コードの78及び79をいう。）のうち、当該区分口座の機構加入者である直接口座管理機関又はその下位機関の加入者であって同法第5条の3第5項において読み替えて準用する同法第5条の2第12項の非居住者又は外国法人である者（以下この（注）において「非居住者等」という。）が非課税区分（同項に規定する非課税区分をいう。以下この（注）において同じ。）において振替記載等（同法第5条の3第4項第7号に規定する振替記載等をいう。以下この（注）において同じ。）を受けることとする区分口座の区分口座コードについては、78以外使用しないものとし、課税区分（同法第5条の3第5項において読み替えて準用する同法第5条の2第12項に規定する課税区分をいう。以下この（注）において同じ。）において振替記載等を受けることとする区分口座の区分口座コードについては、79以外使用しないものとする。また、同法第5条の3第1項又は第3項後段の規定の適用を受ける振替新株予約権付社債を記載し、又は記録する、非居住者等である機構加入者の保有口又は信託口及び同法第5条の3第5項において読み替えて準用する同法第5条の2第4項に規定する信託の受託者である機構加入者の信託口（区分口座の区分口座コードの58及び59をいう。）のうち、非課税区分において振替記載等を受けることとする区分口座の区分口座コードについては、58以外使用しないものとし、課税区分において振替記載等を受けるこ

性区分との対応は、原則的なものである。ただし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第5条の3第1項又は第3項後段の規定の適用を受ける振替新株予約権付社債を記載し、又は記録する顧客口（区分口座の区分口座コードの78及び79をいう。）のうち、当該区分口座の機構加入者である直接口座管理機関又はその下位機関の加入者であって同法第5条の3第5項において読み替えて準用する同法第5条の2第12項の非居住者又は外国法人である者（以下この（注）において「非居住者等」という。）が非課税区分（同項に規定する非課税区分をいう。以下この（注）において同じ。）において振替記載等（同法第5条の3第4項第7号に規定する振替記載等をいう。以下この（注）において同じ。）を受けることとする区分口座の区分口座コードについては、78以外使用しないものとし、課税区分（同法第5条の3第5項において読み替えて準用する同法第5条の2第12項に規定する課税区分をいう。以下この（注）において同じ。）において振替記載等を受けることとする区分口座の区分口座コードについては、79以外使用しないものとする。また、同法第5条の3第1項又は第3項後段の規定の適用を受ける振替新株予約権付社債を記載し、又は記録する非居住者等である機構加入者の保有口又は信託口（区分口座の区分口座コードの58及び59をいう。）のうち、非課税区分において振替記載等を受けることとする区分口座の区分口座コードについては、58以外使用しないものとし、課税区分において振替記載等を受けることとする区分口座の区分口座コードについては、59以外使用しないものとする。

ととする区分口座の区分口座コードについては、59以外使用しないものとする。	
---------------------------------------	--

2. 附則

この改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

以 上